解散公告（第三回）

当公社は、平成二十九年二月十四日香川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二日

香川県綾歌郡綾川町滝宮二九九番地

綾川町土地開発公社

代表清算人　前田　武俊

平成二十八年度決算公告

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
負債の部	一、八〇二、五九八	正味財産の部	一、七九二、六四一
資産の部	一、八〇二、五九八	負債及び正味財産の部	一、八〇二、五九八

配当公告

岐阜県美濃市極楽寺八七二番地の二

破産者　株式会社ガイアクス

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十七年（フ）第七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額　金一、〇一〇、〇一一、六三三円

一、配当することのできる金額　金五四、六〇九、三七三円

平成二十九年五月二日

岐阜市今小町三番地　足立法律事務所

破産管財人　足立　洋

配当公告

大阪府大阪市大正区南恩加島五丁目一四番二号　破産者　株式会社アップワンフィールド社

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十六年（フ）第三六七七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額　金七五九、五一五、六八四円

一、配当することのできる金額　金四一、〇〇八、二二二円

平成二十九年五月二日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階　はばたき綜合法律事務所

破産管財人　木村　真也

配当公告

大阪府堺市東区石原町一丁一六番

破産者　有限会社インパクト

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十六年（フ）第三六七八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当の手続に参加することができる債権の総額　金二四九、六九五、〇四八円

一、配当することのできる金額　金一五、〇九六、三九〇円

平成二十九年五月二日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階　はばたき綜合法律事務所

破産管財人　木村　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道美唄市字美唄七九番地、最後の住所札幌市清田区清田一条四丁目一番五五号第八荒井ビル四〇一号

被相続人　亡　桑原　礼子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二日

札幌市中央区南二条西一〇丁目一〇〇〇番地二〇ダイメックス札幌南二条ビル三階

相続財産管理人　弁護士　菊地　亮介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡おいらせ町鶏久保三三番地七八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　古舘キヌエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二日

事務所　青森県八戸市根城九丁目一九番九号　浅石法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅石　紘爾

平成二十九年五月二日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階　はばたき綜合法律事務所

破産管財人　木村　真也

配当公告

大阪府堺市東区石原町一丁一六番

破産者　有限会社インパクト

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十六年（フ）第三六七八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当の手続に参加することができる債権の総額　金二四九、六九五、〇四八円

一、配当することのできる金額　金一五、〇九六、三九〇円

平成二十九年五月二日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階　はばたき綜合法律事務所

破産管財人　木村　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道美唄市字美唄七九番地、最後の住所札幌市清田区清田一条四丁目一番五五号第八荒井ビル四〇一号

被相続人　亡　桑原　礼子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二日

札幌市中央区南二条西一〇丁目一〇〇〇番地二〇ダイメックス札幌南二条ビル三階

相続財産管理人　弁護士　菊地　亮介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡おいらせ町鶏久保三三番地七八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　古舘キヌエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二日

事務所　青森県八戸市根城九丁目一九番九号　浅石法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅石　紘爾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市薬円台四丁目一〇番、最後の住所千葉県佐倉市春路二丁目二六番地一三

被相続人　亡　木原　零司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二日

事務所千葉県千葉市中央区長洲一―二二―三羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市大栄十余三無番地、最後の住所千葉県印旛郡酒々井町上岩橋八四八番地六

被相続人　亡　山本　知男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二日

事務所千葉県千葉市中央区中央四丁目一〇番八号光建ボイス千葉中央七階　石川英夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石川　英夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県久慈市夏井町閉伊口第八地割六九番地一五、最後の住所千葉県船橋市上山町三丁目五二九番地五四

被相続人　亡　中　博幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二日

事務所千葉県千葉市中央区中央四―一〇―一六　ＣＩ―二二ビル五階　宮嶋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮嶋　康明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西日暮里二丁目三九番、最後の住所東京都荒川区西日暮里二丁目三九番七―七〇三号ＧＳハイム日暮里

被相続人　亡　鈴木　シン

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号東栄八重洲ビル七階青木孝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区靱本町二丁目一番地、最後の住所東京都世田谷区池尻二丁目三七番一七―四〇五号　被相続人　亡　宮垣　安男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二日

東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビル六階日本橋フォーラム綜合法律事務所　相続財産管理人弁護士　宗岡　慶太

第７期決算公告

平成29年5月2日　東京都渋谷区神宮前四丁目25番24号 エスポワール表参道　アネックス2

テッドベーカージャパン株式会社

代表取締役　峰咲智江子

貸借対照表の要旨　（平成29年1月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	229,432	流動負債	1,063,752
固定資産	330,761	固定負債	700,000
		負債合計	**1,763,752**
		株主資本	△1,203,559
		資本金	50
		資本剰余金	50
		資本準備金	50
		利益剰余金	△1,203,659
		その他利益剰余金	△1,203,659
		（うち当期純損失）	（267,554）
		純資産合計	**△1,203,559**
資産合計	560,193	**負債・純資産合計**	560,193